広報こうた

No. 174 昭和43年8月1日

発行 額田郡幸田町
編集 幸田町企画室
印刷 あいち印刷所

8月当直医日割表

4日	浅井医院	電話10
11日	鈴木医院	20
18日	上田医院	52
25日	鶴田幸田診療所	151

心配ごと相談日

今月の心配ごと相談日は次のとおりです。御利用下さい。

記

とき 八月十四日（水）午前中
八月十八日（水）午前中
場所 役場旧保健センター

幸田町の財政

面積 55.66 Km²
世帯 3,766
人口 18,753人
男8,767 女9,986
（S43.3.31日現在）

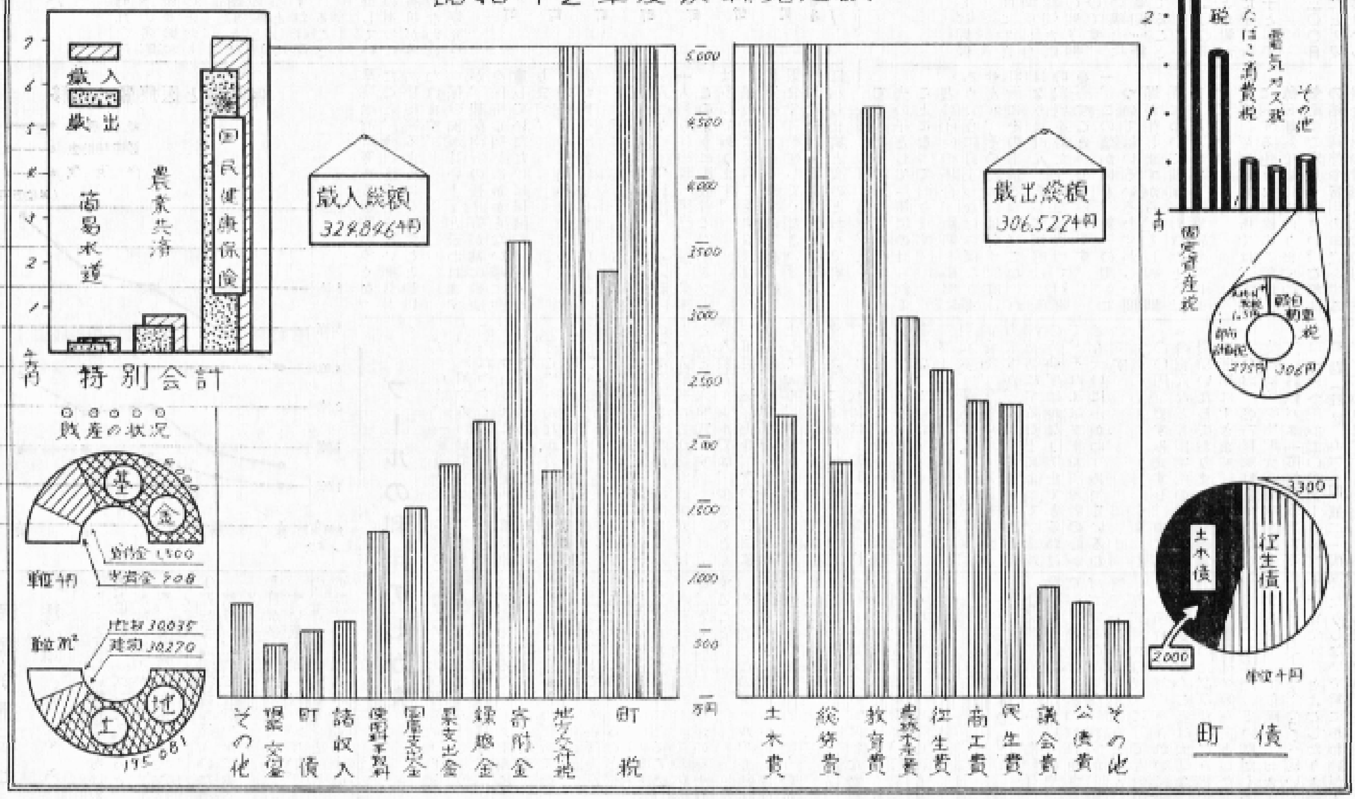

道路法面埋立には側溝を作ろう

近頃家屋建築等の目的で田畑を路面と同じ高さに埋立られるケースが見うけられます。埋立までは路面排水がスムーズにいっていたものが埋立工事により水のはけ口がなくなり道路がぬかるみになり通行に非常にさしさわりになります。従って埋立てる場合には、あらかじめ役場に届け出て、埋立後の路面排水をどうするか等の計画書（道路に関する工事の設計および実施計画承認申請書）を提出し、許可を受けてから埋立てください。許可を受けずに埋立る場合には、道路法に違反しますので、建築確認申請や農地転用申請を受付ない等の規制を行いますので必ず許可を受けてから埋立をしてください。

盛土により法面を埋立てる場合の側溝を設置する場合の断面図は次の図面のとおりです。道路法面を切り平坦する場合、自動車の乗入れ用に道路端にコンクリートを敷つめる等いろいろの承認工事がありますが解らない場合には役場土木課まで問合せ願います。

なお民地敷と道路敷が埋立等により不明な場合には、個人又は測量設計等によりあらかじめ境界の仮杭を設置してから、道路境界確定協議書を役場に提出して境界をはっきりさせてから側溝を設置してください。

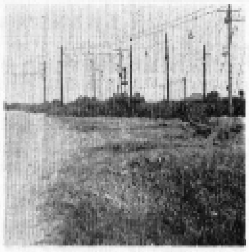

盛土法敷を埋立て側溝を設置する場合

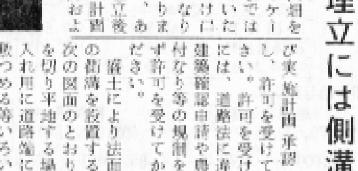

食養生と休養

八月は、暑い晴天の日がつづき、雨量も少ないものです。こんなときは、まず暑さによる疲れによく注意しなければなりません。

暑いと疲れるのは、体内の物質代謝がおう盛で、たくさんのエネルギーが消費されるためです。たとえば、気温二十度のときと三十度のときの作業では、作業量は同じでも、三十度の方が二十倍も疲れるという調査報告があるほどです。

また、発汗量も多くなります。そのための体内の食塩、カルシウムなどのアルカリ分が流れ出し、体内に酸が多くなると考えられています。この結果、からだがだるくなったり、心臓機能がおとろえ、抵抗力がなくなるといわれています。

そこで、暑さによる疲れをふせぐには、体内の酸を多くしないように食べ物をくふうすることがまず第一です。野菜、くだものなどのアルカリ性の食物を多くとり、汗で流されがちなカルシウムを補給するために、牛乳などを多くとるとよいわけです。

また暑さで、胃腸が弱り、食欲もおとろえがちですから、栄養価の高い、消化のよい食物をとるように心がけることです。ビタミンBを多く含む牛の肝臓、ニンジン、のりなどが最適です。

つぎに大切なことは、十分休養をとりよく眠ることです。といっても、それぞれの仕事があって、なかなか思うようにいかないものですが「背に腹はかえられない」ということわざのとおり、健康であってこその人生ですから、思いきって休養をとることです。

八月の健康は、まず食養生と休養からということでしょうか…。

幸田町勤労者協議会
水泳大会

とき 八月十一日（日） 午後一時から
ところ 幸田町営プール

住民実態調査に協力を

調査現在日
8月1日午前零時現在

昨年7月に公布されました住民基本台帳法に基づき住民基本台帳を作成するに伴いみだしの調査を調査員の方を通じ8月1日から8月20日までの間に行いますから、みなさんの居住関係等を正確に申告してくださるようお願いします。

昭和44年度 幸田町職員募集

次のとおり昭和44年度採用の町職員を募集します。希望者は8月12日までに役場総務課へお申し込みください。

1. 募集人員
事務系、技術系（土木、保育園）職員男女若干名。
2. 応募資格
(1) 昭和43年度高等学校以上卒業見込みの者。
(2) 町内に住所を有する者。
3. 待 遇
幸田町職員の給与に関する条例に準ずる。
4. 身 分
採用後約6ヵ月間臨時職員、勤務成績により雇、または吏員に任用。
5. 提出書類
履歴書、身上書、成績証明書、健康診断書各1通。
6. 採用試験
8月下旬、応募者に通知する。

昭和四十三年度 国民健康保険税の税率決まる

昭和四十三年度の国民健康保険税については先回の広報に掲載しご承知のことと思いますが、七月三十日開催の町議会において次のとおり決定しましたのでお知らせするとともに、国保事業運営に対し、一層のご協力をお願いします。

昭和四十三年度の税率

一、所得割
　所得課税額一〇〇円につき　百分の一・八

一、資産割
　固定資産税額一〇〇円につき　百分の一五・六

一、均等割
　被保険者一人について　一、一〇〇円

一、平等割
　一世帯について　一、七九〇円

つぎに西三河事務所管内の各町の昭和四十三年度国民健康保険税の一世帯当り平均は別表のとおりです。

国民健康保険税は年々増加となっていますが、これは他の税と異なり、国保会計独立を立前としているため、医療費が上昇すれば保険税も増徴することは避けることが出来ません。

最近医療費の伸びは急増していますがこの理由は、医学の進歩に従い病名発見に対する検査等が多くなり、確実なる治療が行なわれていること、病気に対し早期発見早期治療に努める患者が多くなったこと、今日まで治らない病気が治療出来るようになったこと等思われます。

保険税が高い〳〵と云われますが、被保険者の皆様方が常に健康を保持し病気にかからない様に注意していただけば保険税は安くなります。

幸田町の国民健康保険の被保険者が病気治療に要した医療費は

	昭和四十二年度	昭和四十三年度
総額	[illegible]千円	[illegible]千円
一人当り	[illegible]円	[illegible]円
一人当り保険税	[illegible]円	[illegible]円

このように医療費に対する支出は多額であります。

保険税は疾病に対する医療費の相互扶助でありますので必ず納期限までに納付してください。

医療費と保険税の状況を年次別に示しますと次のとおりです。

昭和43年度一世帯当り平均保険税

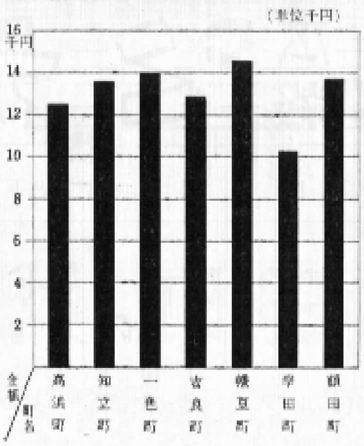

保険税と医療費の推移

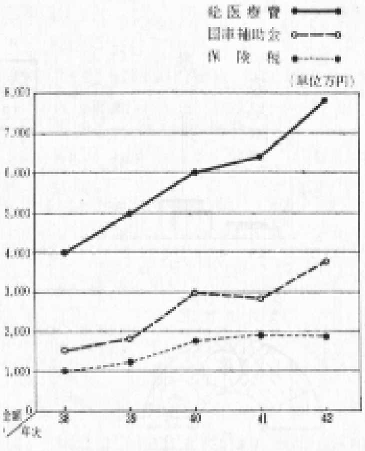

親子問題は家裁へどうぞ

一、法律上親子というのは「血のつながりのある実の親子」のほかに「法律によって養子縁組をした養親と養子」も含まれます。先妻の子と後妻の間、めかけの子と正妻の間はふつう親子とよばれていますが法律上は親子ではありません。

親と子の間には色々な権利や義務があります。たとえば、親は未成年の子を保護し教育する権利と義務がありますし、親と子は互に扶養する義務があります。また財産を相続する権利などもあります。これらの権利や義務は法律上の親子の関係があるときにはじめて認められるものですが、親子であるかどうかはふつう戸籍に親子として記載されているかどうかによるのです。

一、次のような場合しばしば問題になります。

(1) 結婚していない男女間に生まれた子は母とは親子の関係が当然生じますが、父から認知されない限り父とは法律上の親子関係は当然には生じないのです。父が進んで認知しない場合には、子は父に対して「認知」請求を家庭裁判所に申立てることができます。

(2) ㋑結婚の届出の日から二〇〇日後に生まれた子は、たとえ妻が他の男と関係してできた子であっても自然その夫婦の子として戸籍に記載されます。

㋺離婚届を出してから三〇〇日以内に生まれた子は、たとえ妻が夫と別居中他の男と同せいしてできた子であっても当然前の夫の子として戸籍にのせられることになっております。

右の㋑㋺の場合、戸籍を事実にあうように訂正しなければなりませんが、そのためには先ず家庭裁判所にその事情を申し立てなければなりません。そして家庭裁判所の裁判を得たうえではじめて戸籍を直すことができるのです。

一、このほかにも、親子の関係については、いろいろむずかしい問題が生じますから、もし親子関係について問題がおきたときはできるだけ早く家庭裁判所においでください。

一、名古屋家庭裁判所では、家庭に関する色々な問題のご相談に毎日無料で応じておりますので気軽にご利用ください。ご相談の結果調停や審判の申立をする場合はその費用も二〇〇円か三〇〇円位ですみますし、申立書の記入なども裁判所の職員がご援助いたしておりますので非常に簡単にできます。

なお、名古屋家庭裁判所岡崎支部は岡崎市明大寺町字奈良井三（名鉄バス「岡崎警察署前下車」東へ徒歩二〇〇メートル）電話（岡崎五一―四五二一代表）にあります。

プールの利用のしかた

プールは、一定量の水を多数の人が利用するわけですから、意外に汚れやすく、角、結膜炎などアデノウィルスによる疾病の感染源ともなることがあります。

そこで皆んなが安心して泳げるように、水質管理や施設管理を規制しています。

プールの構造には、一定日数ごとに水をとりかえる入換式、同一の水を循環させながら清浄にするじゅん環式などがありますが、ほとんどが入換式です。

入換式プールでは、少なくとも三日目に1/3以上を、次の三日目には全量を換水することを最低基準としており、汚染がはげしいときには、さらに期間を短縮して換水するように定められています。またプール水には、常時一定量の塩素を注入して消毒を行ない、大腸菌、アデノウィルス菌などの殺菌を行なっています。

プールには、付属施設として、更衣室、便所、シャワー、足洗場、消毒槽、休けい所、防護柵等がありますが、これらの維持管理を清潔適切にすることによってプールの汚染度はかなり防止できるわけで、それにはプール利用者の心がけも大いにかかわりあっているわけです。

次にプールの利用者の守るべき注意事項をあげてみましょう。

(1) プールの水の温度は二二度～二五度であるため、プールに入ると体温との温度差から尿意をもよおすのであらかじめ便所に行っておくこと。

(2) シャワーで身体各部を洗ってのちに水着に着換えること。

(3) その後、足洗場、消毒槽を通ってプールサイドに出ること。

(4) 遊泳後はシャワーで身体を洗い、とくに洗眼とうがいを十分にすること。

その他どこのプールでも利用者の守るべき注意事項が掲示されてありますから、それに従うのがお互いの義務といえます。

以上のように、プールの管理は、責任者を定めて厳重に行なわれなければなりませんが、特に、幼児、児童が利用するプールでは、監視員をおくなどして、事故防止にも細心の注意を払ってください。

河川愛護はみんなの力で

よく河川敷にごみ、汚物類、危険物等が投棄されているのや、夏草が生い茂って水の流れをさまたげているのを見うけますが、河川管理上このましくありません。

農業用水の取水にしても大雨の時の場合にも河川をきれいに流れやすくしておくことは大切なことです。このたび草刈、ごみ処理、清掃、堤防補修等を主とした河川愛護作業を実施していただくよう各区長を通じて依頼しておきましたが協力下さるようお願いします。また河川をよごしたりきずつけたりしないで常にかわいがるようにしましょう。

居眠り運転に注意しよう

うっとうしい梅雨期があけ本格的な夏のシーズンに入いると、交通事故の増加が目立ってきます。夏に交通事故がふえる大きな原因としては

①運転者も歩行者も暑さのため、気分がだれて注意力がにぶくなる。

②日が長く、また、暑さのためにすい眠不足になりやすい。

の二点があげられる。とくに、この時期にふえるのは過労運転（大部分は居眠り運転である）であるが、この種の運転は、酒酔い運転とならんで重大な事故を招く率が高いので、十分な注意が望まれる。

＜居眠り運転の起こる原因＞居眠りは、精神的、肉体的な疲労だけでなくすい眠不足や深酒などによっても起こる。とくに、夏は日が長く、かつ、暑いので、とかくすい眠不足になりがちであり、居眠りのでる条件が備わっている。そこで車の運転者は、体力の無用な消耗をしないようにし、○夜ふかしをさける。○暑い日中の外出を努めてさし控える――などの点に配意すること。

＜居眠りのでやすい状態＞○混雑のはげしい道から交通量の少ない道路にでたとき、○単調な道路を走っているとき、○車内の温度が高すぎるとき、○長時間運転し、ようやく目的地に近づいたとき――などがあげられるので、こうしたときには、とくに用心すること。

＜眠気を払って再びハンドルを＞○ときどき気分の転換をはかる。たとえ、疲労していなくとも、ボンヤリして車を運転することは、居眠りをさそう原因になりやすい。長時間車を運転するときは適当な場所でときどき車を止めて休み、外へ出て軽い体操をするなどして調子を整える。○車内の換気に注意する。車内の温度が高すぎると、とかく居眠りがでやすくなる。新鮮な空気を入れて気分の一新をはかる。○夜間や悪天候下の運転に注意する。夜間や天気の悪い日の運転は、気がつかないうちに疲労が重なり、居眠りをさそうことになる。こうしたときの運転についても、十分気を配ることであります。

8月母子センター行事

妊婦検診	8月14日（水）	午前10.00～11.30 午後 1.30～ 3.30 初診の方は印鑑を持参のこと。
離乳食講習	8月15日（木）	午後1.30から 母子手帳を持参のこと。
乳幼児相談	8月21日（水）	午前10.00～11.30
7ケ月児検診	8月21日（水）	午後 1.30～ 3.30
3ヵ月児検診	8月28日（水）	午前10.00～11.30
1才児検診	8月27日（火）	午前10.00～11.30
3才児検診	8月27日（火）	午後 1.30～ 3.30

岡崎警察署長より感謝状

幸田町大字須美字洗馬六六番地　浅井　光春さん

同所字下町二一番地　佐野　一夫さん

の二人は、さる七月一日須美地内において野荒犯人を捕えられました。このように社会悪に対して自ら進んで警察に協力をして頂いた功績に対して感謝状が贈られたものです。これからも明るい町であるために町民の方々のご協力により町を守るようにしましょう。（野場駐在所）

昭和43年度

改正所得税法のあらまし

私たちの生活にもっとも関係の深い所得税の改正についてのおもな点のあらましは次のとおりです。

1．課税最低限の引上げ

中小所得者を中心として負担を軽減するため次のように諸控除が改正されました。

2．基礎、配偶者、扶養の各控除額

種類＼区分	昭和42年分	昭和43年分
基礎控除	147,700	157,500
配偶者控除	145,000	157,500
扶養控除	67,500	77,500

3．給与控除額

昭和42年度

ア　670,000円以下
$70{,}000円 + \left\{(収入額 - 70{,}000円) \times \frac{2}{10}\right\}$

イ　670,000円を超え870,000円まで
$190{,}000円 + \left\{(収入金額 - 195{,}000円) \times \frac{1}{10}\right\}$

ウ　870,000円をこえる額
210,000円（一定額）

昭和43年度

ア　695,000円以下
$95{,}000円 + \left\{(収入額 - 95{,}000) \times \frac{2}{10}\right\}$

イ　695,000円を超え895,000円まで
$215{,}000円 + \left\{(収入金額 - 695{,}000円) \times \frac{1.75}{10}\right\}$

ウ　895,000円を超え1,095,000円未満
$250{,}000円 + \left\{(収入金額 - 895{,}000円) \times \frac{0.75}{10}\right\}$

エ　1,095,000円以上
265,000円（一定額）

4．最低税率の調整

昭和42年分　8.8 %　　昭和43年分　9.3 %

5．障害者等各種控除の引上げ

区分	42年	43年
障害者控除	70,000	77,500
老年者控除	70,000	77,500
寡婦控除	70,000	77,500
勤労学生控除	70,000	77,500

6．特別障害者の割増控除

（特に障害の程度の高い人）

―	107,500円

7．扶養控除の特例

（配偶者控除のない場合の1人目のみ）

80,000円	95,000円

（注）夫婦共稼の場合は納税者1人にかぎり1人目の扶養のみ従来どおり。

80,000円	80,000円

8．各種所得控除の整備合理化

ア　障害者控除の対象となる障害者の範囲の拡大

イ　生命保険料控除の対照範囲の拡大

ウ　寄付金控除の最高控除額所得範囲の引下げ

昭和42年分	昭和43年分
667万円以上の者	333万円以上の者
20万円の限度	10万円の限度

算式　その年の特定寄付金の合計額－所得の3％相当額＝寄付金控除額

（所得の15%限度）　（10万円を限度）